

法定後見制度③「後見」

後見とは

従来の禁治産制度に相当するものですが、基本的にあまり変更はありません。

1. 成年後見開始の審判の実質的要件

最高裁判所では、次のように説明しています。

「日常的に必要な買物も自分でできず、誰かに代ってやってもらう必要がある程度の者」

家庭裁判所への審判の申立は、本人ができますが、本人以外の者が行う場合は、保佐と同じく本人の同意は不要です。

審判は家庭裁判所が行い、原則として鑑定を行う必要があります。ただ、本人が植物状態にあつて事理を弁識する能力を欠く常況にあるときは、例外的に鑑定を要しません。従来は、本人に対して、告知も通知もなされませんでした。今回の改正で本人に対して通知がなされることになり、後見人に対しては告知されることになりました。

2. 本人を援助する後見人の選任

従来は、夫婦の一方が禁治産宣告を受けると、他方が当然後見人になるという制度でしたが、今回の改正で、家庭裁判所が本人の意見を聴き、一切の事情を考慮して職権で後見人を選任することになりました。後見人を複数選任すること、法人を選任することが可能となりました。

3. 後見人の取消権・代理権

後見開始の審判の効果として、後見人に広範な取消権と代理権が付与されます。本人がした行為を、本人や後見人が取り消すことができるのは、従来どおりです。しかし、今回の改正で、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、本人が単独で行えるようになり、取消ができなくなります。

後見人は、本人が行う財産上の法律行為について、全面的な代理権を有します。ただ、婚姻、離婚、遺言等の身分行為については、本人自身が行うこととなります。また、保佐人と同様、後見人は、本人の居住用不動産を売却、賃貸等をするときは、家庭裁判所の許可が必要になります。